平成２２年（フ）第１４３２６号
東京都江戸川区東小岩６丁目15―10
破産者　菅原千砂子
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３４６号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦２丁目９－７
破産者　久保田達夫
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３４７号
神奈川県川崎市多摩区菅北浦２丁目９－７
破産者　久保田マキ
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４７１号
東京都足立区鹿浜１丁目11番19号
破産者　東京自動車計器株式会社
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５５９号
茨城県水戸市田野町788－４、住民票上の住所茨城県水戸市鯉淵町1852－５
破産者　細井　　豊
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５６０号
茨城県水戸市田野町788－４、住民票上の住所茨城県水戸市鯉淵町1852－５
破産者　細井　登代
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５６３号
東京都東久留米市幸町２丁目10番５号
破産者　ネットワーク21有限会社
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５６４号
東京都東久留米市野火止３丁目４－７－103
破産者　富樫　二郎
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５８２号
埼玉県新座市大和田１丁目３番11号　新座ドミール１階
破産者　株式会社アオイ企画
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５８３号
東京都東久留米市神宝町１丁目10―24
破産者　横山　　晃
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５８４号
東京都東久留米市神宝町１丁目10―24
破産者　横山　淳美
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６１２号
東京都大田区大森西２丁目22番10号　サンプラザ大森102
破産者　有限会社アンク
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６１３号
神奈川県横浜市港南区港南台２丁目２－１－807
破産者　中谷　慎一
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６１４号
東京都江戸川区平井３丁目30番16号
破産者　株式会社アン
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６１５号
千葉県市川市南行徳２丁目９―38
破産者　黒川　岩樹
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６１６号
神奈川県川崎市幸区古市場２丁目76番地
破産者　有限会社オーエムライン
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６４４号
東京都文京区小石川３―25―４―304、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区小石川２丁目21番８号
破産者　有限会社高橋綴本所
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６４５号
東京都文京区小石川３丁目25―４―304
破産者　高橋　　一
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６６２号
東京都中央区日本橋本町３丁目３番６号　ワカ末ビル７階
破産者　株式会社ジェムテック
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６６３号
神奈川県横浜市西区平沼２丁目９―13―106
破産者　小川　啓一
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６５８号
神奈川県横浜市旭区四季美台60―１―102
破産者　平野　　智
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部